

議案第 8 号

墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 1 5 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、墨田区監査委員のうち常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の受ける給料、旅費及び手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(給料)

第 2 条 常勤の監査委員の給料は、月額 6 3 万 2 , 0 0 0 円とする。

(旅費)

第 3 条 常勤の監査委員が公務により旅行したときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。

(手当)

第 4 条 常勤の監査委員に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

2 前項の退職手当の額は、退職の日における給料月額に勤続期間 1 年につき 1 0 0 分の 1 8 0 を乗じて得た額とする。

(給料の支給方法等)

第 5 条 給料及び旅費の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、墨田区長等の給料等に関する条例（昭和 2 2 年墨田区条例第 7 号）に定めるものの例による。

2 退職手当の支給条件、支給方法その他支給に関しては、墨田区長等の退職手当に

関する条例（昭和34年墨田区条例第10号）に定めるものの例による。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

墨田区監査委員に関する条例の一部改正により、識見を有する監査委員のうち1人を常勤とすることに伴い、当該常勤の監査委員の給料等を定める必要がある。